

業務再点検結果報告

部署名	生産局 知的財産課
部署の業務内容	農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する総合的な政策の企画・立案、農林水産植物の品種登録、種苗の生産・流通・消費の増進・改善・調整

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	種苗法における育成者権者からの権利侵害や種苗法についての問い合わせ、農林水産分野における知的財産に関する問い合わせに対して、ホームページ、手引き等によって対応しているところである。 当課の業務における対応について国民各層から取組が適切であるか等の意見聴取は行っていないが、各職員は、寄せられた問い合わせ等に対して誠実な対応をとっているとの判断により、国民から取組が適切であるとの評価を受けているとした。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	対応が不誠実であるとの批判は受けていない。 苦情等の対応方法はルール化されていないが、各職員による対応の格差を生じさせないため、苦情対応、フォロー、情報公開について、マニュアル化を検討し、必要があればすみやかに作成に着手する。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	積極的に種苗法や知的財産に関する講演会等で施策の説明を行うとともに、関連する他省庁と情報交換を行うなど、国民等の意見についての状況把握に努めているところである。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	特定の分野、団体に関係する予算や税制等の業務はない。 種苗を利用する農業者を消費者と考えた場合には、農業者等が種苗を利用して得た収穫物を更に自己の農業経営のために種苗として利用すること(いわゆる自家増殖として種苗法上既に容認されている)を規制することについて種苗業界側から強い要望がある。
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
		○	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	○	指定種苗における農薬使用履歴の表示については、食の安全業務に該当するものと考えられるが、担当班以外の職員からは該当がないとの回答が得られた。
	業務の見直し	○	各々の職員が自らの業務を点検した結果、多くの職員からは、食の安全に関連する事項はないとの回答を得た。しかしながら、当課の所掌業務について見ると食の安全に関する業務があり、担当班以外の職員についても、課の業務についての認識を徹底する必要がある。また、上記以外に食の安全の観点から見直すべき施策がないか点検を行い、必要に応じて改善策を講ずる。
		○	
		○	
		○	
		○	
		○	
		×	
		—	
	×		
影響可能性の確認	○	各々の職員が自らの業務を点検した結果、多くの職員からは、食の安全に関連する事項はないとの回答を得た。しかしながら、当課の所掌業務について見ると食の安全に関する業務があると認識している。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			